

建築基準法（昭和25年法律201号）第42条第2項の規定により、道路の位置として次のとおり指定しました。

鹿児島県知事 三反園訓

指定番号	指定の年月日	指定道路		
			延長 (メートル)	幅員 (メートル)
建第3－2号	平成29年 7月27日	出水市高尾野町下水流950-2の一部, 951-2の一部, 951-3の一部, 953の一部, 955-2の一部, 958の一部, 958-2の一部, 959の一部, 960の一部, 962-2の一部, 968-2の一部, 1033-3の一部, 1040-1の一部, 1040-2の一部及び1033-3地先里道の一部	190.00	4.00